

## 明石市小中一貫教育検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 明石市立小・中学校における義務教育9年間を連続した期間としてとらえた教育課程を編成し、学校間の連携・接続を図ることにより、児童生徒の生きる力の育成を図るため、継続的な指導体制及び教育環境を整備すること（以下、「小中一貫教育」という）について推進するため、明石市小中一貫教育検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、小中一貫教育の推進に向けて次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 小中一貫教育の基本方針に関すること。
- (2) 小中一貫教育の内容及び課題の整理に関すること。
- (3) その他小中一貫教育の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。（別表参照）

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 地域代表
- (5) 公募市民

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長の職務等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議に出席を求め、意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

< 別 表 >

	区 分	所 属・役 職 等	名 前	備 考
(1)	学識経験者	関西学院大学教育学部教授	佐藤 真	
		関西福祉大学発達教育学部講師	市橋 真奈美	
(2)	学校関係者	明石市小・養護学校長会	丹谷 雅之	大久保小学校長
		明石市中学校長会	谷 佳憲	二見中学校長
		明石市立小・中学校教員	大辻 秀子	山手小学校主幹教諭
			中村 令子	朝霧中学校教諭
(3)	保護者代表	明石市連合P T A	井藤 圭順	会長
(4)	地 域 代 表	明石市連合自治協議会	伊藤 一	中崎まちづくりの会
(5)	公 募 市 民		大川 昌利	
			林 隆行	

< 事務局 >

	役 職 等	名 前
1	明石市教育委員会事務局 部長	東 俊夫
2	明石市教育委員会事務局 次長（指導担当）	平田 高之
3	明石市教育委員会事務局 次長（管理担当）	大西 裕之
4	明石市教育委員会事務局 学校教育課長	永田 浩史
5	明石市教育委員会事務局 総務課長	長田 一夫
6	明石市教育委員会事務局 学校管理課長	田村 嘉朗
7	明石市教育委員会事務局 児童生徒支援課長	西口 隆